

商工こすど かわら版

第252号
小須戸
商工会



令和三年度事業計画等を決定
第六十一回通常総会が
開催されました

去る五月二十日(木)小須戸まちづく
りセンターにおいて、コロナウィルス
感染症拡大防止対策を行うつつ、夏目
久義秋葉区長をはじめ、二名の来賓よ
りご臨席を賜わり第六十一回小須戸商
工会通常総会が開催されました。

総会では武田聡氏が議長に選出され
令和二年度事業・決算報告、令和三年
度事業計画・収支予算等の議案審議が
行われ、いずれも原案通り可決承認さ
れました。
令和三年度の重点目標は次のとおり
です。



☆令和三年度 重点目標

- 一. 組織率向上対策事業の推進
- 二. 財政基盤の充実強化
- 三. 経営改善普及事業並びに経営発達
支援事業による伴走型支援の積極
的推進
- 四. 商業活性化事業の推進
- 五. 広域連携事業の推進
- 六. 行政及び関係機関・団体との連携協
調

また、商工会が地域振興にどのよう
に関わり、どのような活動を行ってい
くかに関する行動計画「商工会地域貢
献アピールプラン」を策定し、商工業者
はもちろん、住民、行政等の方々に広
く周知し、地域の課題解決に取り組み
ます。本年度は、次に掲げるプランを
策定し、総会において承認されました。

- ① 地域環境の整備と保全に努め、美化
運動を推進します。
- ② 行政並びに関係団体との連携強調を
密にし、地域経済発展のために事業
を推進します。
- ③ 商店街の再生を目指し、来街者の増
加を図りながら賑わいのある街づく

りを支援していきます。
④ 地域資源を活用し、集客・交流人口
の拡大を図ります。

この四つのプランを重点事業として
積極的に取り組んでまいります。

小須戸商工会新役員体制

会長	山口 能行	再任
副会長	星田 浩意	再任
理事	藤田 啓典	新任
	高野 浩和	再任
	板井 雅明	新任
	高野 和之	新任
	村山 朋浩	再任
	砂井 時雄	再任
	梅津 三洋	再任
	小林 市蔵	再任
	内山 芳郎	再任
	武田 聡	再任
	小池 富美雄	再任
	川瀬 雅司	再任
	吉田 松夫	再任
	高井 学	再任
	加藤 由輝	再任
	(青年部長)	
	長井 隆史	再任

〃 (女性部長)

高橋 綾子 再任

監事 小見 健雄 再任

〃 名古屋 信弘 新任

本年度は、新しい役員体制のもと、
上記、重点事業を中心に積極的に取り
組んでまいります。
会員各位のご支援、ご協力をお願い申
上げます。

商工会各部会共同事業
商工会共同広告の
募集について

昨年実施いたしました、小須戸商
工会の各部会共同事業、共同広告を今
年度も作成いたします。

【発行月】(予定)
七月上旬、十二月上旬

【申込方法・期限】
今月のかかわら版に申込書を同封いた
しますので、ご記入の上、六月十五日
(火)までに商工会へお申し込みくだ
さい。

再就職や転職を目指す方へ
ハローワーク求職者支援制度

新潟労働局では、新型コロナウイルス
感染症による雇用への影響が長期化
する中で、職業訓練により求職者の職
業能力の向上を図り、再就職や転職に
結びつけていくことが喫緊の課題とな

っております。
こうした状況を受け、新潟労働局では、再就職や転職を目指している方に職業訓練の受講を広く働きかけています。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンのお知らせ

詳しくは、**新潟労働局 職業訓練**で検索してください。

新潟労働局では、アルバイトを雇用する際の労働条件を確認するキャンペーンを行っています。事業主の方は次の重要事項五点にご留意ください。

- ① アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です。
- ② 学業とアルバイトが両立できるように勤務時間のシフトを適切に設定しましょう。
- ③ アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります。
- ④ アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- ⑤ アルバイトの遅刻や欠勤等に対してあらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁

はできません。
詳しくは、新潟労働局 雇用環境・均等室（☎〇二五―二八―二五二八）へお問い合わせください。

中小法人・個人事業者のための 月次支援金

経済産業省では、国の緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和を目的に、次の条件①・②を満たした中小法人・個人事業者を対象に「月次支援金」を支給します。

給付額

中小法人等 上限二〇万円／月
個人事業者等 上限一〇万円／月

給付対象

① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食業の休業・時短営業又は外出自粛等の影響」を受けていること。

② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が二〇一九年または二〇二〇年の同じ月と比べて**五〇%以上減少**していること。
※①と②を満たせば、業種や地域を問わず対象となります。

申請期間

四月分・五月分
令和三年六月中下旬～八月中下旬
六月分
令和三年七月一日～八月三十一日

※原則、対象月の翌月から二か月間を申請期間とします。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者

- ① 日常的に訪れるお店
- ② 小売店、美容院やマッサージ店など
- ③ 医療・福祉関連の事業者
- ④ 文化・娯楽関連の事業者
- ⑤ 旅行関連の事業者
- ⑥ 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者
- ⑦ システム開発などのITサービスを提供する事業者
- ⑧ 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者
- ⑨ 飲料や食料品の卸売を行っている事業者
- ⑩ 農業や漁業を営んでいる事業者

給付対象外の事項

・ 事業活動に季節性があるケース(例：夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合。
・ 対象措置とは関係なく、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合。

・ 対象措置とは関係なく、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が五〇%以上減少している場合。
・ 売上が五〇%以上減少している場合、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、**給付要件を満たさない場合。**

・ **地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」を受給した事業者。**

※誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

フリーダイヤル

〇二二〇―二二―二四〇〇

受付時間

午前八時三〇分～午後七時